

名古屋市独自報酬算定基準

小規模多機能型居宅介護

	項目	単位数	算定対象	基準
①	安否確認に関する取り組み	200	利用者ごと (実績のある利用者のみ算定する)	通いサービス、訪問サービス、宿泊サービスのいずれも実施していない日において、電話による安否確認を個別に実施し、在宅での生活の支援を行うこと。 ただし、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅等に居住する利用者等、事業所による安否確認を行う必要がない場合は算定しない。
②	栄養指導・機能訓練・口腔機能ケア等への取り組み	200	利用者ごと (実績のある利用者のみ算定する)	栄養士、機能訓練指導員又は歯科衛生士のいずれかの職員を配置し、栄養ケア計画、個別機能訓練計画又は口腔機能改善管理指導計画のいずれかの計画を作成した上で、利用者に対して必要な指導等を行うこと。
③	アンケート調査によるサービス改善への取り組み	200	事業所ごと (全利用者に対し一律に算定する)	算定月の前1年の間において、1回以上、利用者や家族に対してアンケート調査の実施又は名古屋市介護サービス事業者連絡研究会が実施する「名古屋市介護サービス事業者自己評価・ユーザー評価事業」に参加し、提供するサービスに関する満足度の把握を行うとともにその結果を公表すること。 また、サービスの改善に向けた課題を職員が話し合う場を2月に1回以上設け、その内容を運営推進会議に報告していること。
④	地域住民との交流に関する取り組み	200	事業所ごと (全利用者に対し一律に算定する)	算定月において、1月に1回以上、地域住民も参加する行事（認知症カフェや介護教室等を含む。）を開催する等、地域の住民も気軽に事業所に立ち寄ることができる仕組みが設けられ、利用者と地域住民の交流が図られていること。
⑤	地域生活を支援する体制への取り組み	200	事業所ごと (全利用者に対し一律に算定する)	算定月の前月までに、介護相談窓口の設置、「こども110番の家」への登録等を行い、算定月において地域生活を支援する体制が作られていること。

夜間対応型訪問介護

	項目	単位数	基準
①	利用者の状況を定期的に把握する体制の確保	100	次のア又はイのいずれかに該当すること。 ア 1月に1回以上、ケアコール端末等を用いて利用者や利用者の家族と定期的に連絡を取るなど、利用者の状況を常に把握し、その状況を記録するなど以降のサービス提供に活用できる体制が整えられている。 イ サービス提供時の利用者の状態に関して、1月に1回以上定期的に、日中の訪問介護事業所を始め他の居宅サービス事業者等との情報交換を行い、その結果を記録し以降のサービス提供に活用できる体制が整えられている。
②	地域における支援体制の確保	100	I型 オペレーションセンターにオペレーターとして医療職（医師又は看護師又は保健師）を配置し、地域包括支援センター、訪問看護ステーション、在宅療養支援診療所を始めとする地域の医療・福祉関係者とネットワークを形成することで、利用者を24時間支える体制が整備されていること。 II型 管理者を中心に、地域包括支援センター、訪問看護ステーション、在宅療養支援診療所を始めとする地域の医療・福祉関係者とネットワークを形成することで、利用者を24時間支える体制が整備されていること。
③	利用者へのサービスの質の向上に資すること	100	算定月の前1年の間において、1回以上、利用者や家族に対してアンケート調査を実施し、提供するサービスに関する満足度の把握を行うとともに、サービスの改善に向けた課題を職員が話し合う場が2月に1回以上設けられていること。

※夜間対応型訪問介護は、①～③いずれも「事業所ごと」に算定します。